

令和8年度就職氷河期世代や就業意欲のある若者等への就労促進事業運営業務委託仕様書

1. 目的

就職氷河期世代や就業意欲のある若者等への様々な就業支援情報をアプリ上で一元的に発信するほか、キャリアカウンセラーとのチャット相談やビデオ面談等、個々の状況に応じた寄り添い型の就労支援を推進する。

2. 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 業務内容

実施内容	就職氷河期世代や就業意欲のある若者等への正規就労をサポートするため、SNS を活用したオンライン就労支援サービス（以下、「SNS」という。）を構築し、以下を一体的に実施する。 (1) SNS の運用 (2) ポータルサイトによる情報収集・発信 (3) キャリアカウンセリング ・ SNS を活用したオンライン上の相談窓口（以下、「オンライン相談」という。） (4) 職業紹介・マッチング (5) 定着支援 (6) 求人開拓 (7) 本事業の広報
実施期間	令和9年3月31日まで
対象者	就職世代や就業意欲のある若者等を中心とした正規雇用や就労を希望する者
対象企業	県内に事業所を持つ企業
目標値	・ 令和8年度末時点の SNS 登録者数：2,000 人 ・ キャリアカウンセリング相談者数（職業紹介に係る面談者数を含む）：200 人 ・ 就職決定数：20 人 受託者は定期的に達成状況を報告するとともに、基準に満たない恐れがある場合は、改善策を検討・実施すること。

4. 業務内容詳細

(1) SNS の運用 ※システムの開発・構築等については別途定める

① SNS の維持管理、ユーザー対応を含めた全ての運用業務を行うこと。

② SNS 上で利用者に対して以下に掲げる情報のプッシュ通知を行うこと。

・ 就職氷河期世代や就業意欲のある若者等のニーズに沿ったおすすめの求人情報（月 2.3 回程度）

- ・県が行う就職氷河期世代や就業意欲のある若者等への支援施策（県の依頼に応じて行う。）
 - ・その他就職氷河期世代や就業意欲のある若者等の就労促進につながる情報
- ③SNS 登録者と受託者の双方が、SNS 上で要機密情報を取り扱わない運用を行うこと。
- ④機密性を有する情報が利用する SNS 上に残らず、情報は委託先等のデータベースに直接格納・保管されるシステム構成とすること。
- ⑤SNS に障害が発生した場合は、早急に復旧作業を行うこと。その際の必要な費用等は受託者の負担とすること。

(2) ポータルサイトによる情報発信 ※システムの開発・構築等については別途定める

- ①各主体（国・県・市町など）が実施する就労支援事業を掲載するサイトを構築すること。
- ②サイトに掲載する項目は、受託者が国や市町などと調整した後、県と協議すること。
- ③対象者に対して最新情報を届けるために、月 1 回程度はサイトを更新すること。

(3) キャリアカウンセリング

【共通】

- ①各種相談は事前予約制とすること。
- ②予約受付は SNS を活用して行うこと。（24 時間 365 日対応）
- ③キャリアコンサルタント等の有資格者に無料で相談ができること。
- ④相談内容が生活困窮など別途公的支援を必要とするケースについては、相談者に対して適宜、支援情報等の提供を行い、適切な機関に繋げるよう努めること。

【オンライン相談】

- ①相談形式は、SNS、ビデオ電話、電話等の手法を用いて、相談者の希望に応じて対応すること。
- ②相談時間は平日、土日祝ともに、原則 6 時から 25 時までとし、予約枠は 1 時間程度とすること。ただし、夏季休業期間（3 日程度）及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く。
- ③相談等の質問について即時回答できない場合は、一旦チャットボット等により自動応答を行った上で、キャリアコンサルタント等が 24 時間以内に回答を行うこと。

(4) 職業紹介・マッチング

- ①求職者から就職先のあっせん希望があれば、求職者情報、キャリアカウンセリング情報、企業情報等をもとに、AI 等のテクノロジーを用いて本人の志向にあった就職先のマッチングを実施すること。
- ②面談を希望される場合は、(2) キャリアカウンセリング（オンライン相談）に準じて面談を実施すること。
- ③希望者には、就職決定に向けて、企業への応募、面接、選考にかかるフォロー（履歴書・職務経歴書・応募書類等の添削や模擬面接等）を実施すること。
- ④有料（又は無料）職業紹介許可を取得している、又は令和 8 年 6 月末までに取得予定であること。

(5) 定着支援

- ①本事業にて就職決定した利用者に対して、就職決定後、概ね6ヶ月間、定期的にヒアリングやカウンセリング（以下、定着支援フォローアップ）を実施し、職場定着支援を行うこと。
- ②面談を希望される場合は、(2) キャリアカウンセリング（オンライン相談）に準じて面談を実施すること。
- ③対象者へのフォロー期間（就職決定後6か月間）が、本事業の受託期間を超過した場合においても、自社の職業紹介サービスの一環として、定着支援フォローアップの継続に努めること。

(6) 求人開拓

- ①求職者の様々なニーズに対応できるよう、幅広い業種・職種の求人を開拓すること。
- ②本事業における求人企業への求職者の紹介は、無料で行うこと。
- ③求人開拓にあたっては、就職氷河期世代や就業意欲のある若者等の正規就労に資するよう、就職氷河期世代や就業意欲のある若者等の活用のメリット等について企業に対して訴求すること。
- ④求人開拓の際は、就職氷河期世代就労に関する事業や就業意欲のある若者等の就労に関する事業を中心に、本県の雇用施策の周知・広報に協力すること。

(7) 本事業の広報

- ①本事業の認知度を高め、SNS 登録者数を増やすため、オンライン広告のほか、集客イベントでのブース出展や様々な広報媒体を効率的に活用し、本事業の広報・周知を行うこと。
- ②広報物のデザインや掲載内容については県と別途協議の上決定すること。

5. 業務に付随して実施すべき事項

- (1) 県との綿密な打合せ及び事業の進捗・執行状況等に係る報告を適宜行い、業務を円滑に遂行すること。
- (2) 以下に掲げる月毎の業務実績を、毎月末で集計を行い、翌月10日（土日祝日の場合は、翌営業日）までに月次報告書を提出するとともに、原則として毎月1回、定例打合せを行うこと。
 - ①SNS 登録者数
 - ②キャリアカウンセリング相談件数及び詳細
（オンライン相談／キャリア相談／職業紹介／県等が運営する適切な機関に繋げた件数含む）
 - ③就職決定数及び詳細（雇用形態、性別、年齢層）
 - ④開拓企業数及び詳細（企業名、所在地、各企業の求人数、業種、職種）
 - ⑤事業の進捗状況（現状、課題、今後の対応方針）
- (3) 以下に掲げる事項をまとめて記載した実績報告書を作成し、県に提出すること。
 - ①SNS の概要
 - ②SNS 登録者数
 - ③キャリアカウンセリング相談件数及び詳細
（オンライン相談／キャリア相談／職業紹介／県等が運営する適切な機関に繋げた件数含む）
 - ④就職決定数及び詳細（雇用形態、性別、年齢層）

- ⑤開拓企業数及び詳細（企業名、所在地、各企業の求人数、業種、職種）
- ⑥相談者の分析（属性、相談内容の傾向、相談者の反応など）
- ⑦求人開拓の状況
- ⑧本事業における課題・改善点
- ⑨その他県が報告を求める事項

6. 実施体制

- (1) 本仕様書に記載する各業務を正確かつ確実に実施するため、全体の業務を統括する統括責任者、業務種別ごとの実施責任者及び実施担当者を配置し業務を進めること。
- (2) 前項に基づき配置した統括責任者、業務種別ごとの実施責任者及び実施担当者を県に報告すること。
- (3) 統括責任者又は実施責任者は、業務の進捗に応じて定期的に県に対して報告、調整を行うこと。
- (4) 同一の者が複数の業務種別に係る実施責任者又は実施担当者を兼ねても構わない。

7. 業務実施上の留意点

(1) 契約の締結

- ① 本コンペは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ② 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 実施計画の策定

受託者は、業務を進めるに当たり、事業計画及びスケジュール、実施体制等を示した実施計画を委託者に提出すること。

(3) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は委託者と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(4) 業務の履行に関する措置

- ① 本業務の履行においては、委託者の指示に従うこと。業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行にあたること。
- ③ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。

(5) 成果品の利用（二次利用）

本業務における成果物に関する一切の知的財産権（著作権法21条から28条の権利に定めるすべて

の権利を含む)は、原則として委託者に帰属する。

受託者は、成果物に関し著作権人格権を行使しない。ただし、受託者が従前より保有していた技能・技術等で、本業務終了後に受託者がその権限を行使することに合理的な理由があるものは、委託者及び受託者で協議の上、必要な範囲で決定する。

(6) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）を遵守しなければならない。

(8) 著作権・肖像権

- ① 受託者は、成果物が第三者の所有権や著作権その他の権利を侵害しないことを保証すること。
制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続を行うこと。費用が発生する場合は、受託者において負担すること。
- ② 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。
また、その他の映像・写真（風景・画像等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。
- ③ BGM等の音楽や画像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後も、著作権等の問題が発生しないようにすること。

(9) 再委託

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(10) その他

- ① 受託者は業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は委託業務の終了後、実績報告書を作成し、県に提出すること。
- ③ 本業務に関する必要な経費はすべて契約金額に含むものとする。

- ④ 県は、受託者の事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して受託者に適正な履行を求めることができるものとし、受託者は、特別な理由がない限り、この調査又は報告に応じることとし、この業務の終了後も、業務が終了する日の属する委託者の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。この際、受託者は、調査又は報告に応じることができるよう、事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理しておくこととする。
- ⑤ この業務に要した費用の額が契約時の委託料の額を下回ったときは、実際に要した額を委託料の額とする。
- ⑥ 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- ⑦ 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ⑧ 受託者は企業リストやサービスの提供内容を翌年度以降の受託者（特に、SNS やポータルサイトの運用・保守業務）に対してスムーズに引き継げるようにすること。
- ⑨ 別紙「兵庫県情報セキュリティ対策指針」に定める事項を遵守すること。
- *兵庫県情報セキュリティ対策指針掲載先→[hyogosecurity.pdf](#)